

岩手県告示第164号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成25年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 馬淵川

2 指定区間

(1) 左岸 二戸市石切所字大淵3番地先（荒瀬橋）から二戸市金田一字駒焼場62番地先（府金橋）まで

(2) 右岸 二戸市石切所字船場16番地先（川原橋上流200メートル地点）から二戸市堀野字馬場97番地先（十文字川合流点）まで